

●香川県告示第417号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成20年9月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第13号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年8月29日
- 3 指定道路の位置 丸亀市土器町西2丁目382番2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.12メートル
延長 45.25メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。